

淀川水系流域委員会殿

(異常渇水時の維持流量カット)

私達の主張を認めた近畿地方整備局

平成16年12月1日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

[要旨]

私達は今年11月7日付の意見書「異常渇水は「大川」の維持流量カットで楽々クリア！」(意見書No.524)で、過去最大とされる昭和14年～16年渇水のシミュレーションにおいても、大川に対して適量の維持流量カットを実施することが極めて有効であり、従って異常渇水に関しては丹生ダム・大戸川ダムが不要であることを述べると共に、これに関する質問書を近畿地方整備局に提出していました(→資料1)。

私達の「意見書」の骨子は次の“3つの主張”であり、「質問書」はこの主張に対する整備局の見解を問うものでした。

- a) 昭和14年～16年渇水シミュレーションにおいて「大川」維持流量 60m³/s の内の 10m³/s をカットすれば、期間中の総カット量は約1億4000万m³となり、これは丹生ダム・大戸川ダムから全ての「利水」が撤退した場合に発生するダム貯水池「余剰容量」の合計値(1億639万m³)を上回るものである。
- b) もし15m³/s カットするとすれば、総カット量は約2億1000万m³に達し、この場合は琵琶湖水位の低下が-144cmで止まる。
- c) 維持流量をカットした場合に、大阪湾海水の遡上による塩分濃度の上昇が大川における工業用水の取水に与える影響(塩害)が一応懸念されるが、近い将来、大川での工水取水地点がこの川の最上流部に位置する「毛馬取水場」1ヶ所のみとなることや、平成6年渇水の際のデータからして、10m³/s、15m³/s 程度のカットでは塩害の発生は無いと考えられる。

このたび整備局から回答が届きましたが(→資料2)、これを見て明らかなように、整備局は私達の上記“3つの主張”について直接的な見解を何一つ示しておらず、実質上私達の主張を認めたものとなっています。

。。。。。。

回答はご覧のように極めて短く、内容的にも空疎なものですが、一応これに対する私達の見解を以下に述べて置くことにします。

- 1) 私達の「質問1」に対して「回答」は文字通り何も答えていません。従って「10m³/s、15m³/s のカットであれば、大川において工水取水の塩害は発生しない」とする私達の主張を整備局は認めたと言えます。

2) 私達は、「質問2」への回答の中で整備局が“3つの主張”の中のa)、b)について何らかの見解を示してくることを予期したのですが、残念ながら直接的な反応は何もありませんでした。因みにその内容についてコメントして置きますと、

a) 前段4行の記述について

1、ここに記されている11月8日「第3回ダムサブWG」で整備局から示されたシミュレーション（以下では「新シミュレーション」と言う）については私達も承知していますが、しかしこれは私達が上記の意見書・質問書を作成した後のことであり、私達の意見書はその前に提示された言わば「旧シミュレーション」についてのものです。しかし両者は基本的に同じものであるため、私達の「3つの主張」は「新シミュレーション」にも当て嵌まります。

2、「新シミュレーション」においては確かに維持流量制限を行った場合も示されていますが、11月8日時点ではその詳細は不明で、単に維持流量制限「あり」と記述されていただけであったため、この日の傍聴者発言で私は「カット量」や「カット期間」などを明らかにして貰う必要性を訴えました。この内「カット量」については、今回の回答で初めてそれが10%、20%（6m³/s、12m³/s）であることが明らかにされているものの、「カット期間」については今回も依然としてブラックボックスの中にあるため、このシミュレーションにおいて流量の「総カット量」が一体幾らになっているのかが不明であり、従ってこの記述は私達の主張への反論とはなりません。

（なお、この点を明らかにするため、このたび私達は整備局に対し、改めて別紙（→資料3）の質問書を送付しました）

3、もっとも、この「新シミュレーション」において整備局が12m³/s カットまで想定しているということは、同局が12m³/s では大川に塩害などの問題が出ないと考えているものと判断されます。であるならば、この値は私達の意見書の15m³/sよりは小さくても10m³/sよりは大きく、前回と同様の計算を行えば、総カット量は約1億7000万m³となり、これは丹生ダム・大戸川ダムの「渇水対策容量」（1億639万m³）を遥かに凌駕しますし、琵琶湖水位も－151cmと、ほぼ「利用低水位」付近で下げ止まります。

b) 後段3行の記述について

回答はここで次のように述べています。

“かつて大川には100m³/s以上の維持流量がありました。河川環境を保全・再生するためには、利水上の都合だけで流量を考えるべきではないと思料します”

「河川環境」への配慮を謳った誠に格調高い文章であり、私達も必ずしも常に「利水優先」「人間優先」を唱えるものではありませんが、しかし今問題としているシミュレーションが異常渇水を対象としたものであり、それも昭和14年～16年

渇水という淀川水系１００年余の歴史の中での最大・未曾有の渇水を議論している訳で、このような非常事態においては当然「人間優先」であり「利水優先」とせざるを得ないことをこの回答が全く失念していることを、私達は指摘せざるを得ません。

(以上)

[資料１]

近畿地方整備局殿

「大川」維持流量カットについての質問

平成１６年１１月７日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

私達は淀川水系流域委員会に対して「異常渇水は大川の維持流量カットで楽々クリア」と題する意見書を提出しましたが（別添資料参照）、これに関連して質問します。

〔質問１〕

私達はこの意見書の中で大川の維持流量カットについて、１０ｍ³/ｓ、１５ｍ³/ｓのカットであれば、毛馬取水場（大阪市工水）での塩害は起きないとしています。これについてのご見解をお示し下さい。（もし否定的な見解を示される場合は、その根拠を具体的にお示し願います）

〔質問２〕

その他、この意見書を読まれて何かご意見などがありましたら、それもお示し下さい。

※ご多用中恐れ入りますが、１１月末日までに文書にて回答願います。

平成16年11月29日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村 東洋夫 様

国土交通省 近畿地方整備局 河川部

平素は、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

平成16年11月7日付けで頂きました、「「大川」維持流量カットについての質問」について、回答を作成しましたので送付させていただきます。

〒540-8586

大阪府中央区大手前 1-5-44

大阪合同庁舎一号館

近畿地方整備局

河川部 河川計画課 野口、成宮

TEL 06-6942-1141

平成16年11月7日付け「関西のダムと水道を考える会」(代表)野村東洋夫氏からの質問(「大川」維持流量カットについての質問)の回答

(質問1)

私たちはこの意見書の中で大川の維持流量カットについて、10m³/s、15m³/sのカットであれば、毛馬取水場(大阪市工水)での塩害は起きないとしています。これについてのご見解をお示ください。

(質問2)

その他、この意見書を読まれて何かご意見などがありましたら、それもお示し下さい。

(回答)

11月8日の第3回3ダムサブWGでご説明した「異常渇水対策および琵琶湖環境改善のための琵琶湖水位管理のあり方と治水上の課題について」のシミュレーションにおいては、取水制限と併せて維持流量の放流制限を行っています。すなわち段階的に10%、20%の制限を行っており、流量に換算すると6m³/s、12m³/sの制限を行ってシミュレーションをしています。

なお、大川は、利水用の水路ではなく河川なので、取水場での塩害の有無だけで、流量を決定するものではありません。かつて大川には100m³/s以上の維持流量がありました。河川環境を保全・再生するためには、利水上の都合だけで流量を考えるべきではないと思料します。

回答は
この
よう
な
み。
み。

近畿地方整備局殿

「大川」維持流量カットについての「再質問」

平成16年12月1日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

「大川」維持流量カットについての質問」と題する私達の質問(平成16年11月7日付)に対する回答を頂きましたが(11月29日付)、これについて再度質問致します。

[質問]

ご回答の中で、11月8日第3回ダムサブWGで説明されたシミュレーションについて、維持流量の放流制限を6m³/s、12m³/sで段階的に行っている旨を述べておられますが、それぞれの制限期間をお示し下さい。

(6m³/sは〇月〇日から〇月〇日まで、12m³/sは〇月〇日から〇月〇日まで、という形で具体的にお示し願います。またその時の琵琶湖水位についてもお示し下さい)

※ご多用中恐れ入りますが、12月14日までに文書にて回答願います。